

農林漁業用A重油の石油石炭税に関する特例措置に関する意見書

本県は、豊かな自然を背景として多様な農林水産物を県外の大消費地へ大量に供給する等、我が国の食料生産供給地として、大きな役割を果たしている。

近年、国民の食生活の多様化により、ますます重要な役割を果たしている野菜等の施設園芸においては、光熱動力コストが生産コストに占める割合が高く、特に光熱動力コストの7～9割を占める農林漁業用A重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に影響を与えている。

また、本県の漁業生産額の約25%を占めるノリ養殖では、漁業支出の約2割をA重油が占めており、A重油のコストはノリ養殖業者の経営に直結している。

このような状況から、平成16年から20年夏期にかけての急激な原油価格高騰は、本県農業の主力である施設園芸経営や漁業経営に甚大な影響を及ぼしたところである。

このため、引き続き、その経営安定化と農林水産品の低廉かつ安定的な供給を図る観点から、農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税及び還付措置を延長する必要がある。

よって、国におかれては、平成22年度の税制改正に当たり、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税相当額の免税措置の適用期限を延長すること。
 - 2 農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置の適用期限を延長すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

熊 本 県 議 会 議 長 早 川 英 明

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
副 総 理 ・ 国 家 戦 略 担 当 大 臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
財 務 大 臣	藤 井 裕 久 様
農 林 水 産 大 臣	赤 松 広 隆 様